

平成30年6月8日
持続可能な開発目標
(SDGs)推進本部 幹事会
金融庁説明資料

資料1-1

金融行政とSDGs

金融庁
平成30年6月

資本市場における取組み

企業・投資家の対話を通じた企業価値向上とTCFD



- 機関投資家と企業の建設的な対話を通じた企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向け、**コーポレートガバナンス・コード**と**スチュワードシップ・コード**を整備し、コーポレートガバナンス改革を実施
 - ・ コーポレートガバナンス・コードの原則の一つとして、上場企業は**社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について適切な対応を行うべき**である旨を明記。また、本年6月の改訂では、取締役会の確保すべき多様性として**ジェンダーや国際性が含まれることを明示**（2018年6月1日改訂）
 - ・ スチュワードシップ・コードにおいては、機関投資家が中長期的視点から投資先企業の状況を把握する際の着眼点として、**投資先企業の事業における社会・環境問題に関するリスク・収益機会**を例示
- 企業に対して、気候変動対応に関する自らの事業のリスクと機会の把握・開示を求める**気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)報告書**についても、こうした対話の中で提言内容が活用されることを期待
 - ・ 金融庁としては、事業法人に対し、気候変動が中長期的な企業価値にいかに関与するかという観点から、**引き続き自主的な取組みを促す**とともに、
 - ・ 金融機関に対しては、海外金融当局において気候変動がもたらす金融安定リスクに対処するために、金融監督やリスク管理の具体的なアプローチについて検討・研究を進める動きがあることも踏まえ、当庁としても、気候変動に係るリスクや機会を的確に評価しているか等について、**更に踏み込んで必要な対話を進めていく**

[参考] TCFDについて

- 金融安定理事会(FSB)は2015年12月、**気候変動関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)**を設立。2017年6月、**企業による自主的な開示を促すための提言をまとめた最終報告書**を公表。提言は、金融セクターだけを対象としたものではなく、**全ての企業が対象**。報告書の内容は、
 - ✓ **気候変動自体の影響**(物理的リスク)や**気候変動を抑制するための施策**(移行リスク)が、**企業財務にもたらすリスクと機会**を投資家等へ開示する上で推奨される開示内容を、**ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標**という4項目ごとに提示
 - ✓ 気候変動の影響には不確実性が高い中で、各企業が気候関連リスクと機会の戦略的意味合いを理解するためのツールとして、「**シナリオ分析**」の**重要性**を強調

国連・責任投資原則(PRI)

- 国連の責任投資原則(PRI)は、機関投資家に対し、投資分析と意思決定のプロセスにESG課題を組み込むことや、投資対象の企業にESG課題についての適切な開示を求めること等を定めるもの
- 我が国では、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)(平成27年9月署名)など、61の機関投資家等が署名

国・地域別署名機関数(平成30年3月時点)

署名機関数(1~10位)		(11~20位)	
1	米国(362)	11	スペイン(55)
2	英国(277)	12	南アフリカ(54)
3	フランス(177)	13	ブラジル(51)
4	オーストラリア(132)	14	ルクセンブルク(37)
5	カナダ(107)	15	フィンランド(36)
6	オランダ(96)	16	デンマーク(27)
7	スウェーデン(83)	17	ニュージーランド(23)
8	スイス(71)	17	イタリア(23)
9	ドイツ(68)	19	香港(22)
10	日本(61)	20	シンガポール(17)

【内訳】 アセットオーナー:16、
運用機関:35、その他:10



GPIFのESG投資の例

GPIFは、SDGsに賛同する企業が17の項目のうち自社にふさわしいものを事業活動として取り込むことで、**企業と社会の「共通価値の創造」(CSV = Creating Shared Value)**が生まれ、その取り組みによって企業価値が持続的に向上すれば、GPIFにとっては長期的なリターンの拡大につながるとの認識の下、**GPIFによるESG投資と、投資先企業のSDGsへの取り組みは、表裏の関係**であるとして、以下の取り組みを実施

- ✓ 運用受託機関に対し、重大なESG課題について、投資先企業との積極的な「建設的な対話」(エンゲージメント)を促進
- ✓ ESG指数の選定と同指数に連動した運用
- ✓ 持続可能な投資の促進に向けた世銀グループとの提携 等

JPX(日本取引所グループ)の取組み

ESG指数の算出・公表

- 平成28年4月、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックス及び東証の共同ブランドにより「S&P/TOPIX 150 ESG指数※」等を開発

※ S&P/TOPIX 150 の構成銘柄について、RobecoSAM 社が毎年実施しているCorporate Sustainability Assessmentに基づいて決定されるESGスコアを用いて、業種分類が同一の企業間のウェイトをESGスコアにより調整。

ESG指数連動ETFの上場

- 平成29年9月以降、ESGに関連する下記の指標に連動することを目指したETFを上場
 - ・ FTSE Blossom Japan Index
 - ・ MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数
 - ・ MSCI 日本株女性活躍指数 等

グリーンボンド・ソーシャルボンドのプラットフォーム開設

- 平成30年1月、プロ投資家向け債券市場であるTOKYO PRO-BOND Marketに上場する債券のうちESGに関する一定の要件を満たすものについて、グリーンボンド・ソーシャルボンド※として、JPXウェブサイトに掲載するプラットフォームを開設

※ 環境課題(地球温暖化等)や社会課題(教育・福祉等)の解決に資する事業の資金を調達するために発行される債券

SSEイニシアチブへの加盟

- 平成29年12月、Sustainable Stock Exchanges Initiative (SSEイニシアティブ)※に加盟

※ 取引所がサステナブルな社会の構築に向け、投資家や上場会社などのステークホルダーと協働しながら、主体的に取組を検討していく活動。国連貿易開発会議、国連グローバル・コンパクト、国連環境計画・金融イニシアティブ、責任投資原則により運営。

証券業界における取組み

日本証券業協会の取組み

- SDGsで掲げられている社会的な課題に取り組むため、「証券業界におけるSDGsの推進に関する懇談会」を設置（平成29年9月19日）。同懇談会の下、インパクト・インベストメント（ワクチン債、ウォーターボンド、グリーンボンド等の組成・販売等）やESG投資等について議論する「貧困、飢餓をなくし地球環境を守る分科会」等で具体的な方策を検討中。
- 年度のスタートに向け、改めて本協会のSDGs推進に関する明確なコミットメントを対外的に表明するため、本年3月22日に「SDGs宣言」を行った。

<SDGs宣言の内容>

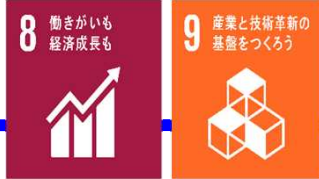
- ・ 貧困、飢餓をなくし地球環境を守る取組み
- ・ 働き方改革そして女性活躍支援を図る取組み
- ・ 社会的弱者への教育支援に関する取組み
- ・ SDGsの認知度及び理解度の向上に関する取組み

証券会社・投資運用業者の取組み

- 運用会社：ESGを投資先選定の判断基準とする投資信託を設定（昨年、アセットマネジメントOne及び大和証券投資信託委託が、ETFを3本設定）。
- 野村グループ：「ESG債市場の持続的発展に関する研究会」を設立し（本年2月28日）、ESG債市場の課題を多面的に洗い出し、ESG債及び同市場が安定的・持続的に成長するための対応について、産学連携で調査研究中。グローバル海運企業初となるグリーンボンド「日本郵船グリーンボンド」を引受け（本年5月18日）。
- 大和証券グループ：国内外における最先端のSDGsに関する取組みについて情報収集及び整理を行い、グループ横断的な対応を協議するため、「SDGs推進委員会」を設立（本年2月16日）。

間接金融における取組み

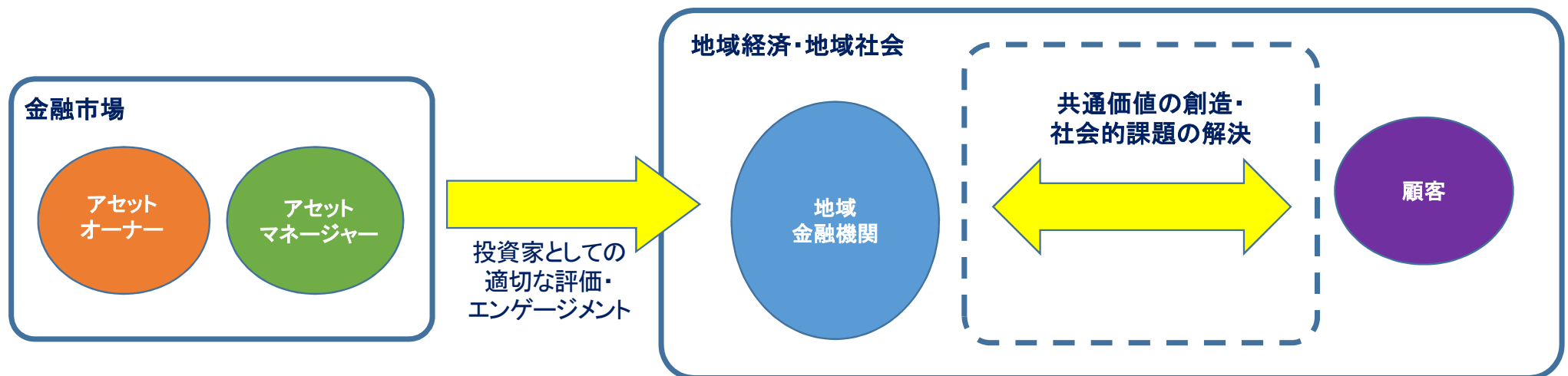
地域金融機関による顧客との「共通価値の創造」



- 足許、多くの地域金融機関にとって、長期化する低金利環境等の厳しい経営環境の下、**持続可能なビジネスモデルの構築**に向けた組織的・継続的な取組みが必要とされている
- こうした中、地域金融機関が顧客のニーズを捉えた付加価値の高いサービスを提供することにより、安定した顧客基盤と収益を確保する取組み（「**共通価値の創造**」）がより一層重要性を増しており、これは、**民間企業も社会的課題解決を担う主体と位置付けるSDGsの考え方と軌を一にするもの**



- 金融庁としては、**地域金融機関による事業性評価に基づく融資や本業支援**の取組みなどを引き続き促進
- また、金融市場においては、機関投資家が対話を通じて、こうした地域金融機関による共通価値の創造に向けた取組みを支援・促進する役割を果たすことが期待される



銀行業界における取組み

全銀協の取組み

- 全国銀行協会は本年3月15日に、SDGsやESG投資の重要性を踏まえ、銀行及びその役職員の行動指針である「行動憲章」を改定するとともに、SDGsの推進体制及び主な取組項目を決定

<「行動憲章」改定の主なポイント>

- 「持続可能な社会の実現に向けた責務」として、環境問題、人権問題等の課題への対応や、そのためのガバナンス体制構築の重要性について記載(第1条)
- 持続可能な社会実現のための金融機関の資金供給等によるサポートの重要性について記載(第2条)
- 「人権の尊重」に関する規定を新設(第5条)

<全銀協の取組みの具体的な内容>

新たに「SDGs/ESG推進検討部会」を設置し、会員行の取組状況の把握と各種サポート、金融経済教育の推進・拡大、女性活躍推進等の8項目について、関連部会と連携しつつ、SDGsの推進に関する全体施策の推進を行う

3メガバンクの取組み

- 3メガバンクは、赤道原則(インフラ建設など大規模プロジェクトへの融資の際に環境・社会リスク評価管理を行うためのガイドライン)を採択済み(※1)。
- 3メガバンクグループは、グリーンボンド(資金用途を環境に配慮した事業に限定して発行する債券)を発行(※2)。
- 2017年12月、3メガバンクグループは、それぞれTCFDへの賛同を表明。
- 直近では、石炭火力発電セクターに対する融資方針等、環境等に配慮した具体的な取組方針を定める動きも見られる。

※1 37か国92金融機関が採択。みずほ銀行は2003年10月、三菱UFJ銀行は2005年12月、三井住友銀行は2006年1月に採択。ほかに農林中金金庫及び三井住友信託銀行が採択。

※2 発行実績は、三井住友フィナンシャルグループ:5億ドル(2015年10月(発行主体は銀行))、5億ユーロ(2017年10月)、三菱UFJフィナンシャル・グループ:5億ドル(2016年9月)、5億ユーロ(2018年1月)、みずほフィナンシャルグループ:5億ユーロ(2017年10月)。

保険業界における取組み

保険業界のESG投資・SDGsの取組み

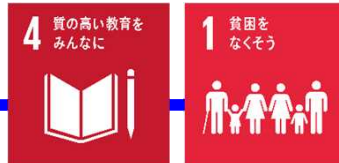
- 大手生命保険会社4社のESG投資額は、2014-2017年度の過去4年間で約1兆3,000億円にのぼり、生命保険会社は機関投資家として、ESG投資やSDGsの取組みを加速させている。例えば、第一生命は、環境省「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則」の最優良取組事例として平成29年度環境大臣賞を受賞。
- 損害保険業界でもESG投資を拡大しているほか、気候変動や自然災害への対応や再生可能エネルギーの普及・拡大を後押しする保険商品の開発・提供などを行っている。
- 大手損保3社は、TCFDへの賛同を表明。

大手保険会社の取組み例

- トルコ共和国での病院開発運営プロジェクトへの融資
 - 病床数が不足するイスタンブール市における大型病院キャンパスの開発・運営プロジェクトへの融資。医療環境を整備
- アフリカ開発銀行のテーマ型債券への投資
 - エチオピアやナイジェリアなど、アフリカ諸国での飲料水供給や電力不足解消等のプロジェクトに活用される債券への投資
- 東南アジアでの天候インデックス保険の提供
 - 気候変動の影響を受けやすい農業が主な産業である東南アジアで農業経営リスクの軽減『天候インデックス保険』を提供
- 太平洋自然災害リスク評価及び資金援助イニシアチブ(PCRAFI) 保険ファシリティ
 - 日本政府と世界銀行が設立した同ファシリティにおいて、太平洋島嶼国で自然災害が発生した場合に、復興資金を提供

横断的な取組み

金融経済教育の推進

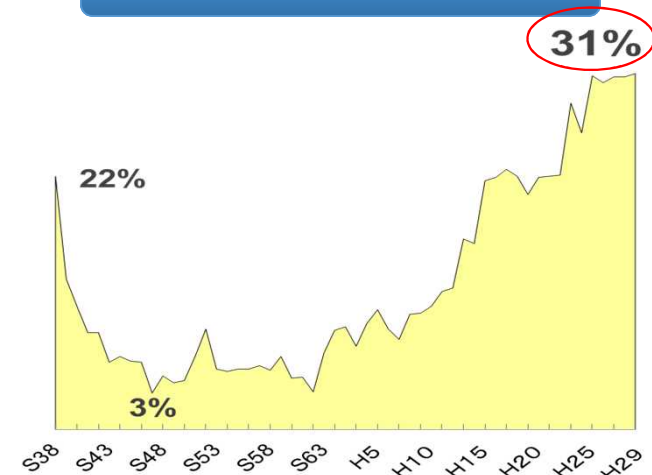


- **金融経済教育の意義・目的**は、金融リテラシーの向上を通じて、国民一人一人が、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を通じ、**公正で持続可能な社会の実現**にも貢献していくこと
- 現代社会では誰もが金融との関わりを持つことが避けられず、また、人生100年時代を見据えた人生設計が求められる中で、計画的な貯蓄と投資を通じた安定的な資産形成等につながるよう、適切な金融経済教育を推進することは、SDGsのうち、**質の高い教育の提供**を中心に、**あらゆる形態の貧困を終わらせる**という目標の達成にも寄与

〔具体的な取組み〕

- 学校、自治体、業界団体、金融機関、NPO団体など多種多様な実施主体がいる中で、**より効率的・効果的な金融経済教育の推進**に向け、
 - ・ 有識者・業界団体・関係省庁から成る、官民連携の金融経済教育推進会議の設置
 - ・ 最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容が実施主体間で共有されるよう、年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」の作成
 - ・ 上記「マップ」の内容の普及のため、ガイドブックの作成・配布、シンポジウムの開催、大学授業や市民講座への講師派遣
- つみたてNISAの普及を通じた**長期・積立・分散投資の重要性への理解促進**、**職場つみたてNISAの導入と連携した投資教育の推進** 等

金融資産非保有世帯の推移



(注) 金融資産とは、運用のためや将来に備えて保有しているものを指し、事業性資金や日常的な出入れ等を目的としたものは含めない。

(出典) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)



マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策等

- 組織犯罪集団によるマネー・ローンダリング、並びにテロ資金及び大量破壊兵器の拡散に係る資金の供与を防止するため、国際基準(FATF基準)に則り、関係省庁が連携して実効的な対策を実施
- マネロン等の未然防止は、日本の金融システムの健全性を維持する観点から重要な課題であるとともに、**平和と公正に係る目標達成に寄与**

- 2019年に予定されている第4次FATF対日相互審査も踏まえ、官民連携して、マネロン等に利用されない金融システム確保のための態勢強化に向け、以下を実施

- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の策定(平成30年2月)と金融機関へのモニタリング

- ✓ 金融機関が自らのリスクを適時適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講ずるリスクベース・アプローチの実施が不可欠である旨を明示
 - ✓ ガイドラインに基づくモニタリング(データ徴求・分析、送金取引に関する検証事項の発出等)の実施
 - ✓ 金融機関に対し、現状と求められる水準との差異(「ギャップ」)の分析と、改善計画の策定を要請。ヒアリングや立入検査等を通じ、改善状況を検証
 - 業界団体・関係省庁との連携強化
 - 利用者・国民に対する周知・啓発

(※) F A T F (Financial Action Task Force) とは

- ・1989年のG7アルシュ・サミット経済宣言を受け、マネロン・テロ資金対策の国際基準作りを行うための多国間の枠組みとして設立
- ・日本は設立メンバー国の一つであり、現在は35カ国・地域と2地域機関が加盟、その他9つのFATF型地域体を加えると、FATFによるマネロン・テロ資金供与対策の国際基準である「40の勧告」は、世界190以上の国・地域に適用されている。

FATF加盟国等(2017年8月現在)
 アイスランド、アイルランド、アルゼンチン、イタリア、インド、英国、オーストリア、オランダ、カナダ、韓国、ギリシャ、豪州、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、日本、ニュージーランド、ノルウェー、フィンランド、ブラジル、フランス、米国、ベルギー、ポルトガル、香港、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、ルクセンブルク、ロシア、欧州委員会(EC)、湾岸協力理事会(GCC)

